

契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
契約金額 5億5千80万円
契約の相手方 大洋・三橋建設共同企業体
工期 契約締結の日の翌日
平成30年12月20日

契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
契約金額 4億9千140万円
契約の相手方 振興・紫光建設共同企業体
工期 契約締結の日の翌日
平成30年12月20日

契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
契約金額 2億88万円
契約の相手方 新菱テク・東海管建設共同企業体
工期 契約締結の日の翌日
平成29年1月31日

契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
契約金額 7億8千732万円
契約の相手方 大旺新洋・沼田建設共同企業体
工期 契約締結の日の翌日
平成30年9月28日

契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
契約金額 3億9千312万円
契約の相手方 大旺新洋株式会社
工期 契約締結の日の翌日
平成29年3月31日

契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
契約金額 7億8千732万円
契約の相手方 大旺新洋・沼田建設共同企業体
工期 契約締結の日の翌日
平成30年9月28日

契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
契約金額 3億9千312万円
契約の相手方 大旺新洋株式会社
工期 契約締結の日の翌日
平成29年3月31日

契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
契約金額 7億8千732万円
契約の相手方 大旺新洋・沼田建設共同企業体
工期 契約締結の日の翌日
平成30年9月28日

契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
契約金額 3億9千312万円
契約の相手方 大旺新洋株式会社
工期 契約締結の日の翌日
平成29年3月31日

契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
契約金額 7億8千732万円
契約の相手方 大旺新洋・沼田建設共同企業体
工期 契約締結の日の翌日
平成30年9月28日

契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
契約金額 3億9千312万円
契約の相手方 大旺新洋株式会社
工期 契約締結の日の翌日
平成29年3月31日

〔変更前〕
7億3千895万1千300円
〔変更後〕
7億4千120万6千160円
▽浜川雨水排水管建設工事その2請負契約の変更について
契約金額の変更について
〔変更前〕
6億8千397万4千800円
〔変更後〕
6億9千814万4千400円

▽浜川雨水排水管建設工事その2(浜川公園人孔等整備)請負契約の変更について
契約金額の変更について
〔変更前〕
8億5千536万円
〔変更後〕
8億5千973万4千円

▽勝島運河雨水貯留施設建設工事その2(池上通り取水管等整備)請負契約の変更について
契約金額の変更について
〔変更前〕
2億8千836万円
〔変更後〕
2億9千73万6千円

▽平成28年度一般会計補正予算
(1) 歳入歳出予算補正額
5億9千578万6千円追加
(補正後の歳入歳出予算額
1千684億9千428万6千円)
(2) 債務負担行為補正件数
追加 1件

▽平成28年度一般会計補正予算
(1) 歳入歳出予算補正額
5億9千578万6千円追加
(補正後の歳入歳出予算額
1千684億9千428万6千円)
(2) 債務負担行為補正件数
追加 1件

▽平成28年度一般会計補正予算
(1) 歳入歳出予算補正額
5億9千578万6千円追加
(補正後の歳入歳出予算額
1千684億9千428万6千円)
(2) 債務負担行為補正件数
追加 1件

▽平成28年度一般会計補正予算
(1) 歳入歳出予算補正額
5億9千578万6千円追加
(補正後の歳入歳出予算額
1千684億9千428万6千円)
(2) 債務負担行為補正件数
追加 1件

▽平成28年度一般会計補正予算
(1) 歳入歳出予算補正額
5億9千578万6千円追加
(補正後の歳入歳出予算額
1千684億9千428万6千円)
(2) 債務負担行為補正件数
追加 1件

▽平成28年度一般会計補正予算
(1) 歳入歳出予算補正額
5億9千578万6千円追加
(補正後の歳入歳出予算額
1千684億9千428万6千円)
(2) 債務負担行為補正件数
追加 1件

▽平成28年度一般会計補正予算
(1) 歳入歳出予算補正額
5億9千578万6千円追加
(補正後の歳入歳出予算額
1千684億9千428万6千円)
(2) 債務負担行為補正件数
追加 1件

▽平成28年度一般会計補正予算
(1) 歳入歳出予算補正額
5億9千578万6千円追加
(補正後の歳入歳出予算額
1千684億9千428万6千円)
(2) 債務負担行為補正件数
追加 1件

〔変更前〕
1億2千608万3千円追加
(補正後の歳入歳出予算額
1千686億2千36万9千9円)
▽教育委員会委員の任命同意
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、次の者を教育委員会委員に任命することに同意した。

海沼 マリ子 氏
▽人権擁護委員の推薦
人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員に推薦することに同意した。

森田 和枝 氏
野田 律子 氏
小原 愉里 氏
大西 英敏 氏
野口 清彦 氏
岸 朱実 氏

野田 律子 氏
小原 愉里 氏
大西 英敏 氏
野口 清彦 氏
岸 朱実 氏

野田 律子 氏
小原 愉里 氏
大西 英敏 氏
野口 清彦 氏
岸 朱実 氏

野田 律子 氏
小原 愉里 氏
大西 英敏 氏
野口 清彦 氏
岸 朱実 氏

野田 律子 氏
小原 愉里 氏
大西 英敏 氏
野口 清彦 氏
岸 朱実 氏

野田 律子 氏
小原 愉里 氏
大西 英敏 氏
野口 清彦 氏
岸 朱実 氏

野田 律子 氏
小原 愉里 氏
大西 英敏 氏
野口 清彦 氏
岸 朱実 氏

野田 律子 氏
小原 愉里 氏
大西 英敏 氏
野口 清彦 氏
岸 朱実 氏

野田 律子 氏
小原 愉里 氏
大西 英敏 氏
野口 清彦 氏
岸 朱実 氏

一般質問

区政をきく (一般質問)

平成28年第2回定例会では、区政全般について、11名の議員が一般質問を行いました。
以下、概要をお知らせします。



筒井ようすけ 議員 (維・無)

リオ・オリンピックに区の職員5名・議員2名で税金2132万3000円かけての視察は再考と説明責任を

品川区がリオデジャネイロオリンピックの視察に行くことになったが決定に至った経緯は、①視察の内容は、②誰が行くのか、③厳しい経済状況の中、東京オリンピック・パラリンピックの会場予定地を有する区が多くが視察を考えているにもかかわらず、品川区が視察に行くのは合理的根拠に乏しい。視察中止を再考するべきでは。④視察の内容や結果を区民に報告するなど、説明責任を十分に果たすべきでは。⑤文化スポーツ振興部長、⑥オリンピックの会場を訪問し、現場を確認することが地元自治体として重要であると考え、視察を決定した。⑦調査項目等は、区内開催の3競技に関する実施状況、準備状況、自治体のかかわり、会場周辺のまわりの状況等であり、現在、複数の現地関係者と面談できるよう調整中である。⑧所管の部長や課長など5名

と、区議会で決定した議員の2名だ。②本番の大会を視察する重要性から決定したものであり、他区と比較して中止する考えはない。③結果等については、区議会のオリンピック・パラリンピック推進特別委員会において報告する。

羽田空港増便による騒音等の問題について、区は国に対して強く主張を
①国の説明会には、区民は2千437名しか来ておらず、まだまだ新飛行ルート案のことを知らない区民が多数いると考えられる。改めて広報しながら区のホームページで周知するべきでは。②品川区の住宅街の真上を通る飛行ルートではなく、千葉県側の過疎地域上空を通る飛行ルートでも増便は可能だという専門家の代替案もある。このような代替案を国に提示し、新飛行ルート案を回避するよう要望すべきでは。③国が新飛行ルート案を強行した場合、防音工事の対象の範囲を、空港周辺地域だけでなく、騒音の影響を受ける地域全てに拡大するよう求めるべきでは。④騒音の測定や区民窓口の設置、万が一の落下物事故の補償は、国に責任を持ってやらせるべきでは。⑤新飛行ルート案が固定化しないよう、様々な代替案や技術革新等が出てきたら、即刻ルート案を撤回するよう国に求めるべきと考えるが、見解を。

都市環境部長 ①国によるオープンハウス型説明会などに加え、区としても、広報やホームページ等を通じ、広く周知を図ってきた。今後も引き続き取り組んでいく。②現在示されているルート案は、滑走路の使い方や飛行経路について、専門家による様々な見地から技術的な検証を行った結果、示されているものと理解している。③国は、対策をとるべき地域の拡大や施設のあり方を検討している。区として、教育施設や病院などについてどのような方策があるのか、具体的に示すよう求めている。④騒音測定や窓口については国も必要と考えており、実施するよう求めている。事故が起きないように徹底した対応を国に求めていくが、万が一発生した場合は、国が責任を持って調査を行い、航空事業者とともに対応していくことを確認している。⑤将来的な経路については、国に對して、常に最新の技術を用いた更なる影響軽減の方策を講じることを求めていく。

区長の給料や議員の報酬額などを審議する特別職報酬等審議会の審議・議事録・委員は公開すべき
①区長の給料や議員の報酬などを議論する特別職報酬等審議会は、現在非公開となっているが、審議・議事録・委員は公開するべきでは。
区長 ①審議会委員は一般の区民の方々である。活発に議論していただくため、あえて公開等は行っていない。また、平成28年1月より、答申内容等の詳細をホームページに公開し、透明性の確保に努めており、取り扱いを変更する考えはない。

区長の給料や議員の報酬額などを審議する特別職報酬等審議会の審議・議事録・委員は公開すべき
①区長の給料や議員の報酬などを議論する特別職報酬等審議会は、現在非公開となっているが、審議・議事録・委員は公開するべきでは。
区長 ①審議会委員は一般の区民の方々である。活発に議論していただくため、あえて公開等は行っていない。また、平成28年1月より、答申内容等の詳細をホームページに公開し、透明性の確保に努めており、取り扱いを変更する考えはない。